

事 務 連 絡

平成15年 3月10日

各支庁経済部建設指導課

住宅管理係長（主査） 様

建設部住宅課

家賃管理係長・主査（住環境）

家賃及び駐車場使用料の日割計算について

このことについては、以前から「乗除の順序を変えることにより計算結果に1円の差が生ずる場合がある。」との指摘があり、他事例の情報収集などを進めていたところですが、出納局総務課指導係との打合せの中で次のような説明がありましたのでお知らせいたします。

なお、家賃等については特別なルールを定めていないことから、先乗後除で計算することになりますので、今後の事務処理に留意願います。

記

日割計算などの計算の順序は、「加減乗除」という計算上の法則で行えば足りるのであって、会計ルール上でどうするかというような問題ではない。

ただし、「端数処理した日額を算出したうえで、それに日数を掛ける」など、端数計算と絡めた特別なルールを定めている場合には、それに従うことになる。

【参考】（差が生ずる場合の計算事例）

$$\begin{aligned} & \text{(家賃月額)} & \text{(入居日数)} & \\ ① & 13,300 \text{円} \times 21 \text{日} = 279,300 \text{円} \\ & 279,300 \text{円} \div \text{(月の日数)} & 30 \text{日} = \underline{9,310 \text{円}} \\ \\ & \text{(家賃月額)} & \text{(月の日数)} & \\ ② & 13,300 \text{円} \div 30 \text{日} = 443.3333\cdots \text{円} \\ & 443.3333\cdots \text{円} \times \text{(入居日数)} & 21 \text{日} = 9,309.9999\cdots \text{円} \\ & \hspace{20em} \div \underline{9,309 \text{円}} \quad (\text{1円未満切捨て}) \end{aligned}$$